

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十五年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる	事業所の名	事業所の所在	障害児通所	廃止年月
称	事務所の所在地	称	地	支援の種類	日
社会福祉法人総合施設 美吉野園	吉野郡大淀町下 渕六二九	インクルー シブケアセ ンター美吉 野園	吉野郡大淀町 下渕八八七 二	保育所等訪 問支援	平成二十 五年八月 三十一日